

熊本大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学学則（平成16年4月1日制定）第88条第2項及び熊本大学大学院学則（平成16年4月1日制定）第55条の規定に基づき、熊本大学の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、それぞれ次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものについて行うことができる。

- (1) 卒業又は修了時において、特に優秀な成績を修めたと認められる学生
- (2) 学術研究活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められる学生又は学生団体
 - イ 国際的又は全国的規模の学会から賞を受けた場合
 - ロ その他これらに準じた学会等において高い評価を受けた場合
- (3) 課外活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められる学生又は学生団体
 - イ 国際的規模の競技会、展覧会、公演会等（以下「競技会等」という。）に出場、出展又は出演（以下「出場等」という。）した場合
 - ロ 全国的規模の競技会等に出場等をし、第3位までに入賞（これに相当する賞を含む。）した場合
 - ハ 九州地区又は九州地区を含む複数の地区が合同で行う競技会等に出場等をし、優勝（これに相当する賞を含む。）した場合
- (4) 社会活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められる学生又は学生団体
 - イ ボランティア活動等において、顕著な活動が認められた場合
 - ロ 人命救助、犯罪防止又は災害防止に貢献した場合
- (5) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる学生又は学生団体

(表彰対象者の推薦)

第3条 学部、研究科又は教育部（以下「学部等」という。）の長は、前条第1号に該当すると認められる学生を、別に定める推薦基準に基づき、当該学部等の教授会（教授会を置かない研究科にあつては研究科委員会）の議を経て、別記様式第1の推薦書により学長に推薦することができる。

2 学長が指名する副学長（以下「副学長」という。）は、前条第2号から第5号までのいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体を、学生委員会の議を経て、学長に推薦することができる。この場合において、副学長は、当該学生が所属する学部等の長にその旨を通知するものとする。

(表彰者の決定)

第4条 学長は、前条の推薦に基づき、表彰する学生又は学生団体を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、第2条第1号に該当する学生については学位記授与式の日、同条第2号から第5号までに該当する者については表彰が決定された後速やかに行うものとする。

(公表)

第7条 学長は、表彰を受けた学生又は学生団体を公表するものとする。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学務部学生課において行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生又は学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

推 薦 書

平成 年 月 日

熊 本 大 学 長 殿

学 部 等 の 長
副 学 長

下記の者は、熊本大学学生表彰規則第 2 条第 1 号に該当すると認められるので、推薦します。

記

- 1 被推薦者 氏 名
(被推薦団体 代表者氏名)
所属学部等
- 2 推薦理由
- 3 関係書類(別添)
(例:成績証明書、賞状等の写し、新聞報道等)
- 4 指導教員又は顧問教員の所見

別記様式第2（その1）

<p>表 彰 状</p> <p>氏 名 殿</p> <p>あなたの学業成績は特に優秀であると 認められましたここにその努力を称え 今後一層の飛躍を祈念してこれを表彰 します</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>熊本大学長 印</p>

備考 表彰の事由によって表彰状の本文を変更することができる。

別記様式第2（その2）

表 彰 状

氏名（学生団体名） 殿

あなたは（貴団体は） 大会において
優勝されましたここにその栄誉を称え
今後一層の活躍を期待してこれを表彰
します

平成 年 月 日

熊本大学長 印

備考 表彰の事由によって表彰状の本文を変更することができる。

別記様式第2（その3）

表 彰 状

氏名（学生団体名） 殿

あなた（貴団体）は を通して
社会的に高い評価を受けましたここに
今後一層の活躍を期待してこれを表彰
します

平成 年 月 日

熊本大学長 印

備考 表彰の事由によって表彰状の本文を変更することができる。